

【加入者様向け】

財形業務の終了に関するご案内 (第1版)

2025年3月

SBI新生銀行グループ



財形加入者様

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

さて、弊行の財形貯蓄預金の取扱業務（以下、「財形業務」といいます。）につきまして、今後の中長期的なあり方について慎重に検討を重ねてまいりましたが、近年、「貯蓄から投資へ」の流れの中で、お客さまの資産形成手段も多様化しており、弊行の財形商品のご利用者数・お取扱残高についても減少が続いている状況を踏まえ、弊行の財形業務につきましては、2027年9月末に業務を廃止（2028年9月末に業務を終了）させていただくこととなりました。

業務開始以来、お客さまにはご利用いただき誠にありがとうございました。

つきましては、弊行の財形業務終了に伴う加入者様のお手続きについてご案内をさせていただきます。大変お手数をおかけしますが、事業主様経由で必要書類のご提出等のご対応をよろしくお願い申し上げます。

本件にかかるご案内について、ご不明点等ございましたら、事業主様へご連絡をいただければ幸いです。お客さまにはご迷惑をおかけすることとなり、甚だ心苦しいご案内となりますことを深くお詫び申し上げますとともに、ご理解とご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

目次

項番	内容	ページ
1.	財形業務終了の内容	3
2.	ご解約のお手続き（詳細）	6
3.	他の金融機関様への預替えのお手続き（詳細）	7
4.	今後のスケジュール	8

1. 財形業務終了の内容

弊行財形業務終了に伴い、以下 **1～4** のご確認をお願いいたします。

1. 預入のお取扱いについて

- 2025年4月以降も財形貯蓄の預入はできますが、2027年9月30日（業務の廃止日）で財形種類（一般財形、住宅財形、年金財形）を問わず預入ができなくなります。（2027年9月30日が預入の最終日です。）
- 預入金額をゼロへ変更するお手続きは不要です。

2. 必要なお手続きについて

これまで積み立てされた財形貯蓄につきましては、以下のお手続きが必要となります。

【一般・住宅・年金財形】積立中の加入者様

- ① 口座解約
- ② 他の金融機関へ預替え（預替え先金融機関がある事業主様にお勤めの加入者様の場合）

【年金財形】積立終了の加入者様（年金財形の据置期間中・受取中の加入者様）

※現在積立中でも2027年9月末時点で積立が終了されている加入者様も含みます。

- ① 口座解約
- ② 弊行で年金財形のお受取りを継続（お手続き不要）

1. 財形業務終了の内容

《解約の取り扱いについて》

- 中途解約調整金、遡及課税、振込手数料のご負担なしでご解約可能です。
- SBI新生銀行総合口座パワーフレックスへ解約金全額をお振込みいただいた場合は、キャッシュプレゼントをさせていただきます。（一定の条件もございます。詳細はパンフレットをご参照ください。）
- 詳細は6ページにてご確認ください。

《他の金融機関様への預替えの取り扱いについて》

- 非課税の住宅財形、年金財形は、非課税のまま預替え可能です。
- 中途解約調整金、振込手数料のご負担なしで預替え可能です。
- 預替え先となる新金融機関様につきましては、事業主様が「財形取扱い契約」を締結している（または新たに締結する）金融機関様に限られます。
- 財形種類により預替え受付期間が異なりますので、詳細は7、8ページにてご確認ください。

3. お手続き書類のご提出について

- 事業主様経由でご提出をお願いいたします。
- お手続きが集中することにより、お取扱いの遅延等事業主様・加入者様にご迷惑をおかけする可能性がございますので、誠に勝手ではございますが、8ページ記載のスケジュールの期間内にお手続きいただきますようご協力をお願いいたします。

1. 財形業務終了の内容

4. 手数料等について

《解約の手数料等のお取扱い》

2025年4月2日以降に弊行にて解約処理を行った場合、中途解約調整金、遡及課税額※、振込手数料のご負担なく解約処理をさせていただきます。なお、同日以降、弊行の財形業務終了によらないその他の解約（例：退職に伴う解約等）につきましても、一律に手数料等のご負担はございませんので、事業主様・加入者様にて解約理由を区別いただく必要はございません。

《預替えの手数料等のお取扱い》

2025年4月2日以降に新金融機関様へ預替えされる加入者様については、中途解約調整金、振込手数料のご負担なく解約処理をさせていただきます。なお、解約と同様に転職等による預替えにつきましても、一律に手数料等のご負担はございません。

＜解約と預替え手数料等について＞

財形種類	積立期間	ご解約	ご解約／預替え	
		遡及課税額	中途解約調整金	振込手数料
一般財形	3年以上	ご負担なし ※遡及課税額は、解約時に一旦差引きますが、同額を1週間程度で解約金振込口座へ入金いたします。	ご負担なし	ご負担なし
	3年未満			
住宅財形	—			
年金財形	—			

2. ご解約のお手続き（詳細）

ご解約の場合、以下の書類をご記入いただき、事業主様へご提出ください。

必要書類

- ① A：財形払戻・解約請求書（**全加入者様**）
B：財産形成非課税廃止申告書（住宅・年金財形の加入者様はAに加えてBも必要）
- ② C：財産形成貯蓄変更届（お届出内容が変更になっている加入者様）
D：財産形成非課税異動申告書（お届出内容が変更になっている住宅・年金財形の加入者様は、Cに加えてDも必要）

- ・ 必要書類は、事業主様へご請求ください。
- ・ 残高ゼロの加入者様も口座解約のお手続きが必要です。（残高は残高通知書でご確認ください。）

ご記入上の注意点

必要書類①②の記入例は別紙「記入例・イメージ集」をご参照ください。

最終積立月も必ずご記入ください。（最終積立月は、ご提出から3カ月の範囲内でご記入ください。）

ご解約のお手続き期間

2025年4月2日～原則2027年6月30日まで

ご提出の都度対応させていただきます。

財形お引越しキャンペーン

SBI新生銀行の財形貯蓄金（一般財形、住宅財形、年金財形全て含む）の解約金全額（各商品毎に最低50,000円以上、一部資金解約の場合を除く）を、ご本人のSBI新生銀行総合口座パワーフレックスの円普通預金にご入金いただいたお客さまに、各商品毎に5,000円（一般・住宅・年金の3つの財形商品を解約された場合は、最大15,000円）をプレゼントいたします。

詳細は同封のパンフレットをご参照ください。

3. 新金融機関様への預替えのお手続き（詳細）

新金融機関様への預替えについては、預替えの受付期間が財形種類によって異なりますので、ご注意ください。

財形種類	積立期間	受付期間	新金融機関
一般財形	3年以上	～2027年6月30日までの任意の時期※1	事業主様が「財形取扱契約」 を締結している金融機関
	3年未満	2027年7月1日～2028年6月30日※2	
住宅財形	—		
年金財形	—		

※1 一般財形で積立期間3年以上の加入者様は、制度上、財形業務の終了に関わらず預替えが可能となっています。

※2 一般財形（積立期間3年未満）、住宅財形、年金財形の加入者様につきましては、財形業務の終了等、法令で定められた要件に該当する場合のみに預替えが認められているため、預替え可能期間が限定されます。

ご留意事項

新金融機関様への預替えについては、書類のやりとり（事業主様⇔新金融機関様⇔弊社）に お時間を要します。ご提出期日までにご提出いただけない場合、預替えのお取扱いが間に合わない可能性もございますので、お早めのご提出にご協力をお願いいたします。

4. 今後のスケジュール

この期間内の書類のご提出も可能ですが、
2027年6月までにお手続きいただきますよう
ご協力をお願い申し上げます。

項目		書類受付期間	2025												2026												2027												2028											
			2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9				
財形積立(預入)		—	弊行で財形預入(積立)は2027年9月30日まで																																				新金融機関様で財形預入(積立)											
お 手 続 き	1 ご解約のお手続き	原則2027年6月30日まで (最終受付2028年6月30日まで)	弊行にて書類受領後順次処理をさせていただきます。																																				業務終了											
	2 【預替え】一般(積立期間3年以上)	原則2027年6月30日まで ※最終預入日の3か月前までにご提出ください (最終受付2028年6月30日まで)	弊行への書類到着が期間内になるようご提出をお願いいたします。																																				業務終了											
	3 【預替え】一般(積立期間3年未満)・住宅・年金	2027年7月1日から 2028年6月30日まで ※積立開始日の3か月前までにご提出ください (最終受付2028年6月30日まで)	弊行への書類到着が期間内になるようご提出をお願いいたします。																																				業務終了											

弊行にて書類受領後順次処理をさせていただきます。

弊行への書類到着が期間内になるようご提出をお願いいたします。

弊行への書類到着が期間内になるようご提出をお願いいたします。

1、2のお手続きは、業務廃止日より前の期間でお手続きをお願いいたします。

※必要書類ご提出時、
氏名・住所等のご変更がある場合は、ご変更手続きもお願いいたします。

お手続きが集中することにより、お取扱いに相当のお時間がかかることが予想されます。
誠に勝手ではございますが、お早めにお手続きくださいますようお願いいたします。